

令和7年度 加治木中学校部活動規約（案）R7.4.3

1 加治木中学校部活動の目標

- (1) 活動を通して心身の健全な発達を図ると共に、進んで規律を守り、互いに協力して責任を果たし、自発的、自治的活動のできる豊かな人間性を育てる。
- (2) 好きなものに打ち込み、自己実現する喜びを味わうことで健康な心の状態を理解し前向きな考え方のできる人間を育てる。

2 組 織

- ア 部活動顧問会 ……校長、教頭及び本校部活動顧問により構成する。
- イ 主将会 ……各部活動主将により構成する。（月1回の定例会を行う：全体計画記載）
- ウ PTA ……各部の保護者会長により構成する。
- エ 外部指導者 ……各部活動の顧問、及び保護者会で話し合いを持ち、外部指導者申請書を提出し、学校長の承認を経て認められる。

3 活動について

(1) 部活動の計画

① 入部・退部の手続きについて

ア 下記の要領で入部届を学級担任と部活動顧問に提出し、承諾を得る。

入部届を記入し提出する→学級担任→部活動顧問 ※部活動発足式で提出する。

イ 退部の場合は、学級担任及び部活動顧問に退部届を提出し、承諾を得る。

退部届を記入し提出する→学級担任→部活動顧問

ウ 退部届を提出した場合、1か月間は新しい部活動への入部はできない。

② 入部の基本的な考え方

1年生は、部活動発足式前日までを見学期間とし、発足式の日から正式入部とする。

※ 但し、入部届を顧問へ提出した場合は、活動参加を認める。活動時間は、体力面等を考慮し17：30までとし、朝練等への参加はさせない。なお、入部届提出後の活動については、日本スポーツ振興センター保険の適用を行う。（※R6顧問会で検討し決定）

(2) 練習時間について

① 部活動終了時刻

ア 平日は授業終了後、学校で定められた完全下校時刻（校門を出る時間）までとする。

イ 午前授業の時は、17：00までの活動とする。休日の練習も同様とする。

ウ B校時の日の完全下校時間は18：00とする。（4/6～9/24 3/14～3/24）

時 期	完全下校時刻
4 / 6 ～ 5 / 6	1 8 時 3 0 分
5 / 9 ～ 7 / 2 0	1 8 時 4 5 分
9 / 1 ～ 9 / 9	1 8 時 3 0 分
9 / 1 3 ～ 9 / 2 2	1 8 時 1 5 分
9 / 2 6 ～ 1 0 / 1 3	1 8 時 0 0 分
1 0 / 1 4 ～ 1 1 / 1 1	1 7 時 3 0 分
1 1 / 2 1 ～ 1 2 / 2 2	1 7 時 1 5 分
1 / 1 0 ～ 2 / 7	1 7 時 3 0 分
2 / 1 5 ～ 2 / 2 4	1 7 時 4 5 分
2 / 2 7 ～ 3 / 1 0	1 8 時 0 0 分
3 / 1 3 ～ 3 / 2 3	1 8 時 1 5 分

② 練習停止

ア 定期テスト開始前日から数えて、中間テストは3日前、期末・学年末テストは5日前から学習のための部活動停止期間とする。

イ 部活動顧問より中止があった場合。

③ 練習時間の延長

ア 学校行事、テスト期間等を考慮し、県大会またはそれにつながる規模の大会前1週間において延長練習を認める。但し、18:45を超えないこと。

イ 練習時間を延長する場合は、事前に学校長（職員会）、保護者の承諾を得ること。

ウ テスト期間前後に大会がある場合は、事前に学校長（職員会）、保護者の承諾を得て1時間内の練習ができる。ただし、完全下校時刻を越えないものとする。

オ 朝・昼練習を実施する部活動は、顧問のもと活動を行うこと。生徒だけの活動は認めない。

（3）休養日の設定について

① 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日进行ける。（平日は少なくとも1日、土・日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）

② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を进行ける。

③ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の終末を含む）は、3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

4 部活動顧問心得

① 部活動顧問は原則として本校職員とする。ただし、部活動で外部指導者を必要と認めたときは、学校長の許可を得て、そのことを全職員に知らせる。

② 部活動は、顧問教諭の指導のもとに、自主的・自発的に行うようにする。

③ 休日の活動は、顧問のもとに行う。顧問不在の場合は活動できない。

④ 各部活動顧問は学級担任と連絡を密にし、部員の学習・生活態度も把握する。

⑤ 教室を使用する場合は、その部活動顧問がその教室の担任の許可を得て使用する。

⑥ 部活動中、学校内外において所属部員に万一事故が発生した場合、顧問は適切な処置をしその解決を図る。

⑦ 合宿は保護者の承諾を得て、校長の許可を得て行い、全職員に知らせる。

⑧ 「体育館・グラウンド」の配分は関係する部活動顧問の話し合いで決定する。

⑨ 部の廃部や新設については、顧問会及び職員会議で審議し、学校長が決定する。

⑩ 部活動生の問題行動等による大会出場停止については、顧問会及び職員会議で審議し、学校長が決定する。

【問題行動が起きた場合の措置】

部活動は学校における活動であり、学校生活がすべての基本となる。決まりやルール等を著しく破るような場合は、個人または団体に対し部活動停止等の措置をとる。

罰則ではなく、生徒の反省・更生を目的として行い、内容について部顧問・担任等で相談し決定する。

問題となる行為は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①暴行及び傷害行為②窃盗、万引き、脅迫、物品または金銭の強要、凶器の所持③飲酒、喫煙、シンナー吸引④ゲームセンター等許可されていない遊技場への出入り⑤授業時間、休憩時間の無断外出⑥正当な理由のない欠席⑦学校施設や設備、公共物等の故意及び悪質な破壊⑧テスト中の不正行為⑨その他、加治木中学校の校則、生徒心得等の著しい違反 |
|---|

なお、措置については原則部活動顧問の裁量とするが、複数の部に関わる場合は顧問間で協議をする。
また、部活動の存続に関するような件に関しては校長に報告し、臨時の顧問会を開き、審議する。

【反社会的問題行動】①、②、③、その他

- ・ 一番近い大会の出場停止及び、美化活動（ボランティア活動）を1週間程度行う。

【校則違反】④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、その他

- ・ 美化活動（ボランティア活動）を1週間程度行う（顧問判断のもとメニューを決める）。
- ・ 一番近い大会の出場を認めない場合もある。
- ・ 年度内に複数回あった場合には、一番近い大会出場を認めない場合もある。

5 生徒部活動心得

加治木中学校部活動部員は学業を本分とし、学業と部活動を両立させ、部員としての自覚を持ち、どんな場面でも生徒の模範となるべき行動をとること。

- (1) 礼儀正しく、挨拶のしっかりできる部員になるように心がける。
- (2) 技を磨くと同時に、心を磨く努力をする。
- (3) 練習はお互いに励まし、助言し合い行う。
- (4) チームにおける仕事は、責任をもって果たす。
- (5) チームの一員であることを自覚し、無断で部活動を欠席したり、自分勝手な行動をとらない。
- (6) 用具を大切に扱い、破損しないように心がける。
- (7) 練習場所の使用については、お互い譲り合いの精神を持って行う。
- (8) 更衣は指定された場所で行い、使用後のコート、体育館、グラウンドは後始末をしっかり行う。
- (9) 部室・更衣室など、使用する場所は整理整頓を行い、施錠を確実にを行う。
- (10) 部員間での金銭の貸し借りは絶対にしない。
- (11) 貴重品・不用品は部活動に持ってこない。
- (12) 登下校中は、一切買い食いをしていない。
- (13) 休日の活動時の登校方法は、学校生活に準じる。（但し、バス等利用の生徒は、休養日に限り自転車通学を認める。※学校の自転車通学利用規則に従うこと。）
- (14) 昼食が必要な場合は弁当を原則とする。（買いに行ったりせず顧問が指定する場所とする。）
- (15) 下校は、各部指定のユニフォームか学校指定ジャージを着用する。
- (16) 一度入部したら軽率に退部しないで最後まで頑張り抜く。（退部から新入部までは1か月の期間を設ける）
- (17) 練習時間・下校完了時間を厳守すること。
- (18) 部活動のカバンは原則加中バックとする。（顧問の許可を得て、他のスポーツバックを利用してもよい。）

6 部活動休止・廃部の決定について

既存の部活動において、休部・廃部を決定する場合は部活動顧問会の話し合いのもと承認を得て、学校長が決定する。その際、以下のことを条件とする。

- (1) 当該種目の試合参加資格人数に満たない場合（複数合同チーム可であることを考慮する）
- (2) 2年連続で新入部員がいなかった場合

但し、休部・廃部の決定においては次の段階を得て決定していくものとする。

- (1) 次年度より募集を停止すること。（途中休部期間が存在する）
- (2) 募集停止期間を2年とし、廃部の決定を行うこと。
- (3) 募集停止になる部活動で現在の部員については3年の総体、コンクールまでは教職員で現状維持に努める。

※ 水泳部については、部員数1名(3年生)、プールの管理・運営及び今後の部活動地域移行等に伴うクラブでの活動が可能であることなどを総合的に判断し、令和7年度から募集停止とする。
(R6. 3. 10顧問会で確認)

7 3年生の部活動参加について

3年生の入試前後の部活動参加において、以下の①～③の項目に該当する生徒については、担任・学年部の了承のもと、部顧問と相談の上で職員会議等の了解を得て、週数回の部活動への参加を認める。

- ① 入試に実技試験がある生徒
- ② 大会等（九州・全国大会レベル等）に参加する生徒
- ③ 強化指定選手に選出されるなど特別な事情がある生徒

〔参加条件〕

- ・ 活動の際には、部活動規定に定められた部活動のルールをしっかりと守る。
- ・ 担任、部顧問が中心となり、継続した学習面・生活面の指導を行う。

※ 部活動への参加が認められた生徒について、目的から逸脱する行為や問題行動等が生じた場合には部活動への参加を中止する。また、上記以外で部活動参加が必要な場合は、部顧問会で協議し、決定する。